上越地域合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村及び名立町(以下「構成市町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、上越地域合併協議会と称する。

(協議会の担任する事務)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。
 - (1) 構成市町村の合併に関する協議
 - (2) 法第5条の規定による市町村建設計画の作成
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、構成市町村の合併に関し必要な事務
- 2 協議会は、前項各号に掲げる事務の管理及び執行に際しては、上越地域法定合併協議 会準備会で協議された事項を最大限尊重するものとする。

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、上越市に置く。

(協議会の組織)

第5条 協議会は、会長その他の役員及び委員をもって組織する。

(役員)

- 第6条 役員は、次のとおりとする。
 - (1) 会長
 - (2) 副会長 4人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、構成市町村の長が協議し、第8条第1項の規定により委員となるべき者のう ちからこれを選任する。
- 3 副会長及び監事は、委員の互選により定める。
- 4 役員は、非常勤とする。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。この場合において、会長の職務を代理する順序は、あらかじめ会長が定め る。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。 (委員)
- 第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 構成市町村の長
 - (2) 構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者
 - (3) 学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの
- 2 前項第2号及び第3号に掲げる者をもって充てる委員の定数は、構成市町村の長が協議により定める。
- 3 委員は、非常勤とする。

(会議等)

- 第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が 議長となる。
- 2 委員の3分の1以上の者から会議に付すべき事項を示して会議の招集の請求があった ときは、会長は、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付する事項を あらかじめ委員に通知しなければならない。
- 4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 会長は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

- 第10条 協議会の担任する事務の一部について調査、審議等を行うため、協議会に小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。 (幹事会)

第11条 会議に諮る事項をあらかじめ協議し、及び調整するため、協議会に幹事会を置 く。

- 2 幹事会は、構成市町村の助役又は収入役をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。 (専門部会)
- 第12条 第3条第1項各号に掲げる事務について専門的に協議し、及び調整するため、 幹事会に専門部会を置く。
- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

- 第13条 協議会に事務局を置く。
- 2 事務局に置く職員は、構成市町村の長が協議により定める。
- 3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費の支弁の方法)

第14条 協議会に要する経費は、構成市町村が協議して負担する。

(会計年度及び財務)

- 第15条 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度とする。
- 2 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が定める。

(費用弁償等)

- 第16条 役員及び委員は、その職務を行うために要する費用の弁償等(以下「費用弁償等」という。)を受けることができる。
- 2 費用弁償等の額及び支給方法は、会長が定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。この場合において、会長であった者は、当該決算を委員であった者に報告するものとする。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議 に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、構成市町村の長が協議により定める日から施行する。

(会計年度の特例)

2 第15条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行の日の属する年度の会計年度は、 この規約の施行の日からその日の属する年度の末日までとする。